



《会計・税務の知識》 繰越欠損金の改正

はじめに

始まりがあれば終わりがあります。会社が解散となる時、欠損金の取扱いはどのようになるのでしょうか。

平成23年度税制改正のうち、繰越欠損金の改正を織り交ぜて確認したいと思います。

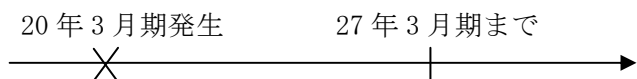
1. 控除限度額の引下げ（平成23年度税制改正）

青色申告法人については、欠損金を繰越控除することが認められています。ある事業年度で発生した欠損金を翌事業年度以後の事業年度の所得から青色申告書を提出した事業年度の所得から控除することができます。

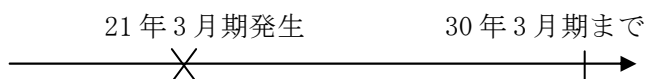
改正により、中小法人等の場合を除いて、欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得金額の100%ではなく80%相当額とされました。平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。中小法人等は従来通り100%となります。

2. 繰越期間の延長（平成23年度税制改正）

繰越欠損金の控除期間が7年から9年に延長されました。平成20年4月1日以後に終了した事業年度で生じた欠損金額について適用されます。すべての法人が対象です。



平成20年4月1日前に → 7年間
 終了した事業年度で発生



平成20年4月1日以後に → 9年間
 終了した事業年度で発生

3. 期限切れ欠損金の損金算入（清算法人）

内国法人が解散した場合において、残余財産がないと見込まれるときは、清算中に終了する事業年度前の各事業年度において生じた欠損金は、青色欠損金だけでなく、「期限切れ欠損金」も使用できます。青色欠損金から先に使用します。

ここでいう「残余財産がないと見込まれる」とは、実態貸借対照表を作成して、純資産がゼロ以下（ゼロまたはマイナス）になることを示す必要があるものと考えられます。実態貸借対照表とは、会社法上、解散日現在の貸借対照表を作成して株主総会の決議を必要としますが、資産を処分価格で評価して作成しますので、そのとき作成する貸借対照表と実質的には同様のものになります（法基通12-3-9）。

4. 繰越欠損金の控除限度額の制限と 期限切れ欠損金の損金算入との関係

清算法人でも、各事業年度の所得に対して税額が計算されます。そこで、青色欠損金の控除限度額が80%に制限されることにより、青色欠損金を使い残してしまうことも想定されます。その場合は、限度超過額の20%相当額について、期限切れ欠損金があれば使用し、ない場合や使用できない場合（解散時に債務超過でない場合）には課税が生じることになってしまいます。

別表上は、使った期限切れ欠損金の金額だけ翌期以降に繰り越す青色欠損金を減額する調整を行うこととなります（法57条5項、法令112条9項）。

おわりに

税務調査に対応するための帳簿書類の保存期間は7年間といわれていますが、平成20年4月1日以後に終了する事業年度に係る帳簿書類からは9年間保存しておく必要があります。なお、税務とは関係なく、会社法上は10年間の保存義務がありますのでご注意ください。

（担当：島村）